

# 滋賀県人権施策推進計画（抜粋）

## ～すべての人が輝く滋賀をめざして～

### 第1章 計画の改定にあたって

#### 2 計画の性格

- (1) 人権施策基本方針を総合的、計画的に推進するための行動計画
- (2) 滋賀県政の最上位計画である「滋賀県基本構想」をはじめとして、滋賀県が策定する他の構想・計画・指針等と整合した計画
- (3) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定される地方公共団体の責務として、県が人権教育・啓発を総合的、計画的に推進するための計画

#### 3 計画の期間

平成23年度(2011年度)から平成27年度(2015年度)までの5か年の計画とします。

### 第3章 人権施策の推進

#### Ⅱ 基本施策の推進 / 1 人権意識の高揚—教育・啓発 / 1-3 人権啓発

一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、具体的な態度や行動につながるような人権感覚を身につけることができるよう、さまざまな機会をとらえ、効果的な方法を検討しながら人権啓発を推進します。

##### (1) 県民に対する人権啓発

人権の基本理念に対する認識を深めることを中心としながら、憲法をはじめとする人権に関わる国内法令や国際条約、人権条例、人権施策基本方針などの人権に関する基本的な事項の周知を図るとともに、各分野における人権に関する知識を習得し、認識が深まるよう努めます。

そして、差別等を受けている当事者の立場になって考え、一人ひとりが自分の問題として行動を起こすことの大切さについて啓発します。

こうした啓発にあたっては、命は尊く大切なものであること、自己がかけがえのない存在であると同時に他者もかけがえのない存在であるということ、他者との共生・共感が大切であること、つまり、自尊感情や寛容の気持ちを養うことが必要なこと、そして、コミュニケーション能力等の人権に関わるスキル（技能）を身につけることが大切であることなどを盛り込みながら進めます。

さらに、平和や環境の問題は、国家や世代の枠組みを超えて将来の世代も含めた人類すべての人権の問題であるという人権の理念の広がりも視野に入れて啓発します。

あわせて、県行政の各分野で、相談・支援体制の充実をはじめとする人権尊重の社会づくりのための制度や施策を充実するとともに、それを県民に周知することは、県民の人権保障に直結し、人権に関わる啓発のひとつであるという認識のもとに制度や施策の周知啓発を進めます。

##### 1. 多様な啓発媒体の効果的な活用

人権に関する県民意識調査では、広報誌や冊子・パンフレット、講演会・研修会への接触状況・参加頻度が高い人ほど、人権が尊重される社会の実現に向けて、自分も努力すべきだと思うと答えている割合が高くなっています。

すべての県民が啓発活動に触れることができるよう、街頭における啓発活動を実施したり、講演会・シンポジウムを開催するほか、テレビ・ラジオ放送、新聞広告、広報誌、ポスター、インターネットホームページ等、多様な媒体を活用します。

実施にあたっては、自らの問題として考えられるよう身近で具体的な事例を取り上げたり、より分かりやすい表現に努めるほか、参加型・体験型の啓発など啓発手法を工夫します。

また、多くの集客が見込めるイベントを啓発の場として活用したり、無関心層も含めた幅広い人の参加が期待でき、人権について考える機会を提供できる総合的なイベントを継続的に開催します。

さらに、より多くの県民に県が行う人権啓発の取組等を知ってもらうために、マスメディアに積極的に情報提供するなど、広報に努めます。

## **2. 共感を生む教材の作成**

県民が啓発に触れ、その内容に共感を持つことで、日常の何気ない言動や習慣等に素朴な疑問を持ち、人権について考え始めることができるよう、啓発教材の作成にあたっては、日常生活や身近な人間関係の中から題材や場面を選んだり、感性に訴える表現を取り入れたりするなど工夫します。

## **3. 自主的な学習の支援と県民参加の促進**

県が作成した啓発教材については、広く県民に活用されるよう努めるとともに、地域で開かれる人権に関する研修会等の情報も含め、県ホームページ等で提供し、一人ひとりの自主的な学習を支援します。

また、県民の自主的な取組を促進するため、NPO等の自主的な社会貢献活動を支援するとともに、県が行う啓発活動の企画、実施の各段階に、幅広い県民の参画を求め、県と県民が一体となって啓発活動を推進します。

さらに、定期的実施する意識調査のほかに、モニター制度やアンケートで得られるより直接的、具体的な県民の意見を参考に啓発手法や内容に検討を加えます。

## **4. 人権啓発の実施主体との連携**

### **①国との連携**

国は、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、関連する施策を総合的、計画的に推進していることから、滋賀県人権啓発活動ネットワーク協議会を中心に、大津地方事務局および人権擁護委員が行う啓発活動との連携と調整を図ります。

### **②市町との連携**

地域に根ざしたきめ細かな啓発の推進を図るためには、市町の果たす役割が非常に大きいことから、市町との連携を強化するため、県と市町相互の情報の共有化や市町が行う活動の支援に努めます。また、人権擁護委員に協力する制度である市町の人権擁護推進員との連携を図ります。

### **③(公財)滋賀県人権センターとの連携**

人権問題解決のための啓発、教育、相談等の事業を県域で総合的に行う(公財)滋賀県人権センターとの連携を図り、同センターが行う事業を支援します。

### **④企業・NPO・民間団体等との連携**

企業・NPO・民間団体等の自主的な啓発活動を促進するため、情報や学習機会の提供などの支援に努めます。

## **(2) 事業者に対する人権啓発**

企業(事業者)は、社会を構成する一員であり、昨今の厳しい経済雇用情勢の中、人権問題に対する社会的責任と社会貢献の重要性はますます高まっています。特に、採用や職場環境の面で、人権尊重の取組が求められています。

すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に向け、事業者がその社会的責任を自覚し、社内の推進体制を整備し、人権を大切にする企業風土や、人権尊重の意識の高い職

場づくりに積極的・組織的な取組が図られるよう、啓発に努めます。

### 1. 公正な採用選考と差別のない明るい職場づくりの推進

応募者の適性と能力に基づく公正な採用選考システムの確立が図られるよう啓発に努めます。

また、差別のない明るい職場づくりと就職の機会均等に基づく採用選考に向けて、「企業内同和問題研修啓発推進班」が各企業を訪問し、企業内の取組が実践されるよう働きかけます。

### 2. 研修啓発の推進

人権が尊重される職場づくりに向けた主体的、自主的な取組が行われるよう、企業等における指導者育成に対する支援や、男女の均等待遇、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進、セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)やパワーハラスメント(地位を利用した嫌がらせ)の防止等をテーマとした広報啓発や研修会の開催など、企業の経営者や人事・労務担当者等に対して情報提供を行います。また、国の施策と連携し、高齢者の継続雇用や障害者の雇用の促進等について啓発します。

さらに、県行政の各分野においても、関係する事業者等に対する啓発を行います。

## Ⅲ 分野別施策の推進 / 5 同和問題

### 【現状と課題】

昭和44年(1969年)に「同和対策事業特別措置法」が施行されて以来、平成13年度(2001年度)まで30年以上にわたり、特別措置法のもとで数次にわたる継続した計画に基づき関係諸施策を総合的かつ集中的に推進してきました。その結果、生活環境の改善を中心に相当の成果を収め、さまざまな面で存在していた較差も大きく改善されましたが、教育、就労などの分野においてなお課題が残されていることから、その後は一般対策により取り組んできました。

今日、地域の状況はさまざまですが、地域総合センター(隣保館等)が把握するデータからは、長引く景気の低迷や高齢化の進行など時代の変化に伴い生じる共通した新たな課題とともに、残された課題への取組が引き続き求められています。

また、同和問題に対する誤った考え方や差別意識が払拭しきれず、未だに差別事象等が発生しています。昨今の住宅購入等における差別事件や同和地区問い合わせ事件などは、同和問題(同和地区)への関わりを避けようとする根強い意識が潜在していることを示しています。さらに近年では、インターネット等を悪用して、同和地区の名称、所在地等の情報を流布したり、特定個人・団体や不特定多数を誹謗中傷するなど悪質な事象が多数発生しており、国、県、市町、関係機関・団体など多様な主体が一層連携し、効果的な教育・啓発活動を積極的に進める必要があります。

そして同時に、人権が侵害された被害者に対する相談支援の充実を図るとともに、その一方で、同和問題に関する差別意識の解消を阻害し、新たな差別意識を生んでいる「えせ同和行為」の根絶に向けても取り組む必要があります。

### 【具体的施策】

## 1. 同和問題に対する正しい理解と認識、人権尊重の実践的態度の育成に向けた教育・啓発

### ① 県民啓発の推進

県民の同和問題に対する理解・認識を深めるため、県民の心に訴える工夫を凝らした啓発活動を推進します。特に、9月の「同和問題啓発強調月間」にはイベントの開催等効果的な啓発活動を集中的に実施します。

また、引き続き、「企業内同和問題研修啓発推進班員制度」を活用し、企業関係者が同

和問題についての正しい理解と見識を深め、企業の果たすべき役割について啓発を行い、自覚と実践が図られるよう働きかけます。特に7月を「企業内同和問題啓発強調月間」として、各種の啓発活動の集中的な実施を行います。

## ②(公財)滋賀県人権センター事業の推進

同和問題をはじめとする人権問題解決のための啓発、教育、相談等の事業を積極的に実施する(公財)滋賀県人権センターに対して、県民の人権意識の高揚を図り、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現をめざして、その運営に対する支援を行います。

## ③同和教育を柱とした人権教育の推進

人間の尊厳を基本に、就学前教育、学校教育、社会教育の各分野が相互に連携し、人権を尊重する人間の育成と社会の実現をめざすため、これまでの同和教育の成果を基盤に据えた人権教育を積極的に推進します。

### 2. 地域におけるまちづくりと人づくりへの支援

地域総合センターが、周辺地域も含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業の実施をはじめ、地域課題に即した各種施策の総合的かつ効果的な推進に努められるよう、

また連帯意識と自立意識の高揚をめざし、まちづくりと人づくりを進めるための取組が推進されるよう、関係機関との連携のもとに必要な助言と支援を行います。

### 3. えせ同和行為の排除

同和問題に対する誤った意識を植え付け、同和問題解決の大きな阻害要因となっているえせ同和行為に対し、「えせ同和行為防止滋賀県民会議」を軸として、関係機関や団体等に対する情報収集や提供を行うとともに、国と連携して排除に向けた取組を進めます。

### 4. 同和行政の総合的な推進

同和行政推進に関する庁内の総合調整や関係機関との連絡調整を図るため同和対策本部を設置し、「今後の同和行政に関する基本方針」に基づき、同和問題の早期解決に向けて、積極的・効果的な事業執行に取り組むよう施策運用を推進します。

## 第4章 推進体制 / 3 国、市町、NPO等との連携

人権施策は、国、県、市町の行政をはじめ、企業、NPO等でそれぞれの取組が行われています。人権施策を効率的、効果的に推進するため、これらの主体がお互いに連携・協力し、それぞれの役割を果たしながら総合的な取組を進めます。